

★いじめ事案発生★**(1) 組織員の構成****①既存の学校いじめ対策組織**

調査組織の構成：(学校長、生徒指導主任、教育相談コーディネーター、学級担任、学校医等)

②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：(スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、青少年補導センター職員、少年補導職員、警察経験者(スクールサポーター))

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者：学校長)

I 重大事態の発生(疑いを含む)**II 所管教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)****III 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)**

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・次の②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
 - ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
 - ③調査を行うための第三者組織(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医、学識経験者)

IV 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童・保護者に①から⑥を説明を行う。
- ・被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体
- ③調査時期・期間
- ④調査事項
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査の実施(詳細調査の実施P17)
- ③聴き取り調査の実施(詳細調査の実施P18) → 時系列にまとめて分析する。
- ④情報の整理(詳細調査の実施P19)

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する**VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる**

- ・被害児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P20)
- ・報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P20)